

まるごとビジネスサポートサービス利用規約【現改比較表】 2024年12月16日現在

～2024年12月15日

2024年12月16日～

第3条（用語の定義）

本規約で使用する用語の定義については、次の各号に定めるとおりとします。

(1)～(12)（略）

(13)基本プラン

次号に定めるドコモビジネスパッケージ専用プラン以外のプランをいいます。

(14)ドコモビジネスパッケージ専用プラン

本サービスと併せて、別途、ビジネスプラス利用規約に基づくビジネスプラスを契約する場合、ドコモビジネスパッケージが適用となります。ドコモビジネスパッケージ専用プランとは、ドコモビジネスパッケージにおいて、適用される本サービスのプランを指します。なお、ドコモビジネスパッケージ専用プランは、ドコモビジネスパッケージの申込みをする場合のみ適用とし、ドコモビジネスパッケージ専用プラン単体での申込みは不可となります。なお、ドコモビジネスパッケージ専用プランは、IT資産管理 by ジョーシスおよびセキュリティ相談は申込みません。

(15)IT 資産管理 by ジョーシス

当社がジョーシス株式会社から提供を受けて、本サービスのオプションサービスとして、契約者に提供する IT デバイスおよび SaaS アカウント情報を統合的に管理するサービス

(16)セキュリティ相談

本サービスのオプションサービスとして、契約者に提供するセキュリティサービス

第3条（用語の定義）

本規約で使用する用語の定義については、次の各号に定めるとおりとします。

(1)～(12)（略）

(13)基本プラン

次号以降に定めるドコモビジネスパッケージ専用プラン、[ビジネスマホパックONE専用プラン](#)以外のプランをいいます。

(14)(略)

(15)ビジネスマホパックONE専用プラン

本サービスと併せて、別途、ビジネスマホパックONEに係る提供条件特約書（以下、「特約書」といいます）に基づく契約をする場合、ビジネスマホパックONEサービスが適用となります。ビジネスマホパックONE専用プランとは、ビジネスマホパックONEサービスにおいて、適用される本サービスのプランを指します。ビジネスマホパックONE専用プランは、ビジネスマホパックONEサービスの申込をする場合のみ適用とし、ビジネスマホパックONE専用プラン単体での申込は不可となります。本規約の定めと特約書の定めが異なる場合、特約書の定めを優先して適用するものとします。なお、ビジネスマホパックONE専用プランは、IT資産管理 by ジョーシスおよびセキュリティ相談は申込みません。

(16)IT資産管理 by ジョーシス

当社がジョーシス株式会社から提供を受けて、本サービスのオプションサービスとして、契約者に提供するITデバイスおよびSaaSアカウント情報を統合的に管理するサービス

	<p>(17)セキュリティ相談</p> <p>本サービスのオプションサービスとして、契約者に提供するセキュリティサービス</p>
<p>第5条（利用契約の成立）</p> <p>1～2(略)</p> <p>3. 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)申込者が第19条（禁止事項）の定め違反するおそれがあるとき。</p> <p>(3)(4)(略)</p> <p>(5)申込者が第37条（反社会的勢力の排除）の定め違反するおそれがあるとき。</p> <p>(6)ドコモビジネスパッケージ専用プランの申込の場合、ビジネスプラスの申込みがなされていないことを当社が確認したとき。</p> <p>(7)当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>4.(略)</p>	<p>第5条（利用契約の成立）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3. 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)申込者が第21条（禁止事項）の定め違反するおそれがあるとき。</p> <p>(3)(4)(略)</p> <p>(5)申込者が第39条（反社会的勢力の排除）の定め違反するおそれがあるとき。</p> <p>(6)(略)</p> <p>(7)ビジネスマホパックONE専用プランの申込の場合、ビジネスマホパックONEサービスの申込がなされていないことを当社が確認したとき。</p> <p>(8)当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>4.(略)</p>
<p>第6条（本サービス提供内容）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3. 本サービスは、以下の業務又は役務を提供することを内容とします。なお、各業務又は役務の詳細、提供条件、免責事項、例外事項等は次条以降に定めるものとします。</p> <p>(1)～(4)(略)</p>	<p>第6条（本サービス提供内容）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3. 本サービスは、以下の業務又は役務を提供することを内容とします。なお、各業務又は役務の詳細、提供条件、免責事項、例外事項等は次条以降に定めるものとします。</p> <p>1. (1)～(4)(略)</p>

(5) 故障受付・切り分け

ドコモビジネスパッケージ専用プランの場合、ドコモビジネスパッケージの対象サービスの故障受付・切り分けを行います。当社オペレータにて故障受付・切り分けを実施後、必要な場合は対象サービスの提供者（以下、「サービス提供者」といいます。）へ問い合わせ、取り次ぎを行います。なお、本号に定める事項は基本プランにおいては適用されません。

(6)IT資産管理 by ジョーシス

第13条に定める本サービスのオプションサービスとして、ユーザのITデバイスおよびSaaSアカウント情報を統合的に管理するサービスを提供するものです（但し、「回数無制限プラン（月額プラン）」に限りません）。

(7)セキュリティ相談

本サービスのオプションサービスとして、契約者に提供するセキュリティサービスです。（但し、「回数無制限プラン（月額プラン）」に限りません。）

4. ～7. （略）

(5) 故障受付・切り分け

ドコモビジネスパッケージ専用プランの場合、ドコモビジネスパッケージの対象サービスの故障受付・切り分けを行います。当社オペレータにて故障受付・切り分けを実施後、必要な場合はドコモビジネスパッケージの対象サービスの提供者（以下、「ドコモビジネスパッケージサービス提供者」といいます。）へ問い合わせ、取り次ぎを行います。なお、本号に定める事項は基本プラン及びビジネスマホパックONE専用プランにおいては適用されません。

(6)キitting、故障・紛失対応

ビジネスマホパックONE専用プランの場合、ビジネスマホパックONEサービスで提供される対象のスマートフォン及びその他周辺機器（以下、「対象スマートフォン等機器」といいます）に関し、当社が別途定める仕様に基づきキitting（以下、「キitting」といいます）を当社にて実施後、契約者に対して納品を行います。納品後、当社は当社が別途定める方法で、契約者に対するフォローを行います（以下、「フォロー対応」といいます）。

(7)故障・紛失対応及び返却対応

ビジネスマホパックONE専用プランの場合、ユーザに対して、対象スマートフォン等機器に関する故障・紛失及び返却対応を行います。ユーザの対象スマートフォン等機器の故障・紛失に関する問い合わせについて、当社オペレータにて受付後、必要な場合はビジネスマホパックONEサービスの対象サービスの提供者（その委託先を含む。（以下、「ビジネスマホパックONEサービス提供者」といいます））へ問い合わせ、取り次ぎ、代替機への交換を行います（以下、「故障・紛失対応」といいます）。また、当社が別途定める方法で、ビジネスマホパックONEサービスの対象スマートフォン等機器の返

却受付を行います（以下、「返却対応」といいます）。なお、本号に定める事項は基本プラン及びドコモビジネスパッケージ専用プランにおいては適用されません。

(6)IT資産管理 by ジョーシス

第13条に定める本サービスのオプションサービスとして、ユーザのITデバイスおよびSaaSアカウント情報を統合的に管理するサービスを提供するものです（但し、「回数無制限プラン（月額プラン）」に限ります）。

(7)セキュリティ相談

本サービスのオプションサービスとして、契約者に提供するセキュリティサービスです。（但し、「回数無制限プラン（月額プラン）」に限ります。）

4. ～7. （略）

第7条（本サービスの提供・実施に関する共通の当社の責任、注意・免責事項等）

1～10(略)

11.当社は本サービスを現状有姿のまま提供するものとし、明示又は黙示を問わず、本サービスについて、その商品性、正確性、特定目的への適合性、その提供の状態、アクセスの可能性、利用の状態、継続的な提供の状態、内容、性質若しくは得られる情報等が契約者らの希望を満たすこと、故障が生じないこと、発見された不具合が必ず修正されること、得られる情報等が常に正確なものであること、本サービスに関連する設備やデータ（本サービス用設備、料金請求データ等を含みます）が破損しないこと、別紙や関連資料に記載の内容が将来において変わらないことについて、必ずしも保証するものではありません。

12.当社は、前項の定めその他、本サービスに関して一切の明示又は黙示の保証責任を負わないものとします。

第7条（本サービスの提供・実施に関する共通の当社の責任、注意・免責事項等）

1～10(略)

11.当社は、ユーザと他サービスの提供者（ドコモビジネスパッケージサービス提供者及びビジネススマホパックONEサービス提供者を含む）又は第三者との間で、本サービスの提供範囲を超えて生じた如何なる紛争について、当社は責任を負いません。

12.当社は本サービスを現状有姿のまま提供するものとし、明示又は黙示を問わず、本サービスについて、その商品性、正確性、特定目的への適合性、その提供の状態、アクセスの可能性、利用の状態、継続的な提供の状態、内容、性質若しくは得られる情報等が契約者らの希望を満たすこと、故障が生じないこと、発見された不具合が必ず修正されること、得られる情報等が常に正確なものであること、本サービスに関連する設備やデータ（本サービス用設備、料金請求データ等を含みます）が破損しないこと、別紙や関連資料に記載の内容が将来において変わらないことについて、必ずしも保証するものではありません。

13.当社は、前項の定めその他、本サービスに関して一切の明示又は黙示の保証責任を負わないものとします。

第12条（「IT資産管理 byジョーシス」における提供条件）

利用者は、以下各号の事項につき予めご承諾いただいたうえでご利用いただくものとします。

(1)(略)

(2)当社が、ドコモビジネスパッケージのサービス提供者へ対応を取り次ぐ場合、サービス提供者に契約者及び利用者の個人情報を提供する場合があることを利用者は予め承諾いただきます。

(3)当社が、サービス提供者へ対応を取り次ぐ場合、サービス提供者によるご登録住所又はご申告住所への訪問及びその他対応に係る一切の費用は、サービス提供者から直接契約者に請求されるものとします。

(4)当社は、契約者とサービス提供者又は第三者との間で故障受付・切り分けに関して生じた如何なる紛争について、当社は責任を負いません。

第12条（「故障受付・切り分け」における提供条件）

ユーザは、以下各号の事項につき予めご承諾いただいたうえでご利用いただくものとします。

(1)(略)

(2)当社が、ドコモビジネスパッケージのサービス提供者へ対応を取り次ぐ場合、ドコモビジネスパッケージサービス提供者に契約者及び利用者の個人情報を提供する場合があることを利用者は予め承諾いただきます。

(3)当社が、ドコモビジネスパッケージサービス提供者へ対応を取り次ぐ場合、サービス提供者によるご登録住所又はご申告住所への訪問及びその他対応に係る一切の費用は、サービス提供者から直接契約者に請求されるものとします。

第13条（「キッティング」における提供条件）

ユーザは、以下各号の事項につき予めご承諾いただいたうえでご利用いただくものとします。

(1)当社は、契約者からのお申し出頂いた内容に基づき、キッティングを実施するものとします。

(2)当社は、キッティングを完了したうえで、対象スマートフォン等機器をその他当社が定める書面に定める納入場所宛てに、当社所定の条件により送付するものとします。なお、納入日は当社と契約者の間で協議のうえ別途合意するものとします。

(3)契約者は、前号に従い送付された対象スマートフォン等機器について、フォロー対応の実施日から起算して5日以内（フォロー対応を行わない場合は、対象スマートフォン等機器の受領日から起算して7日以内）に、当社が定める基準に従い検査を行い、当該検査の結果を当社に通知するものとし、合格であった場合は、本通知をもって、キッティング及び対象スマートフォン等機器の納入が完了したものとします。なお、当該期間中に契約者の通知がなされなかった場合は、当該期間の経過をもってキッティング及び対象スマートフォン等機器の納入が完了したものとみなします。

(4)当社は、キッティングに必要な範囲において、ビジネススマホパックONEサービス提供者にユーザの個人情報を提供する場合があることをユーザは予め承諾いただきます。

契約者は、当社が別途設定した期限までにビジネススマホパックONEサービスを利用するために必要な項目を当社に通知することとし、当該期限を経過して当社が通知を確認できない場合は、当社は、当社が定める設定に基づくキッティングを実施し、対象スマートフォン等機器を納品するものとします。

	<p>第14条（「故障・紛失対応」及び「返却対応」における提供条件）</p> <p>ユーザは、以下各号の事項につき予めご承諾いただいたうえでご利用いただくものとします。</p> <p>(1)当社は、故障・紛失対応及び返却対応に必要な範囲において、ビジネスマホパックONEサービス提供者にユーザの個人情報を提供する場合があることをユーザは予め承諾いただきます。</p> <p>(2)紛失・故障対応において、当社が代替機を契約者に送付した場合、前条に定める方法で納品するものとします。この場合、対象代替機について、当社が定める設定に基づくキッティングを実施します。この場合、フォロー対応は行わないものとします。</p> <p>返却対応において、契約者は、別途当社が定める方法で、当社に対象スマートフォン等機器を送付するものとします。</p>
<p>第14条（「IT資産管理 byジョーシス」における提供条件）</p> <p>当社は、契約者による申込みがなされたID数に加え、オペレーターサポート時に用いるための参照権限のみが付与されるID（以下、「参照用ID」といいます）として1IDを自動付与します。なお、本サービスの最低お申込ID数は30IDとなります。</p>	<p>第15条（「IT資産管理 byジョーシス」における提供条件）</p> <p>当社は、契約者による申込みがなされたID数に加え、オペレーターサポート時に用いるための参照権限のみが付与されるID（以下、「参照用ID」といいます）として1IDを自動付与します。なお、本サービスの最低お申込ID数は30IDとなります。</p>
<p>第14条（契約期間）</p> <p>1. 本サービスの基本プランの契約期間は、初月の場合、当月末日までとなります（例：8月15日から8月31日まで）。翌月以降の契約期間は、前項に定める契約期間内に第23条（契約者による本契約の解除）に定める解約手続きを実施されない場合、自動更新されるものとします。ドコモビジネスパッケージ専用プランにおいては、ドコモビジネスパッケージ申込みまたは別に締結した契約に定める契約期間に従うものとします。</p> <p>2. （略）</p>	<p>第16条（契約期間）</p> <p>1.本サービスの基本プランの契約期間は、初月の場合、当月末日までとなります（例：8月15日から8月31日まで）。翌月以降の契約期間は、前項に定める契約期間内に第25条（契約者による本契約の解除）に定める解約手続きを実施されない場合、自動更新されるものとします。ドコモビジネスパッケージ専用プランにおいては、ドコモビジネスパッケージ申込みまたは別に締結した契約に定める契約期間に従うものとします。また、ビジネスマホパックONE専用プランにおいては、特約書に定める契約期間に従うものとします。</p> <p>2. （略）</p>

第1 5条 (利用料金)

1. 本サービスの各プランの料金 (税込み) は以下の各号に定めるとおりです。

(1)基本プラン

- ①まるごとビジネスサポート 5回までプラン : 月額2,200円
- ②まるごとビジネスサポート 20回までプラン : 月額3,740円
- ③まるごとビジネスサポート 回数無制限プラン : 月額10,000円

①～③いずれも月末締め翌月請求とします。

(2)ドコモビジネスパッケージ専用プラン

ドコモビジネスパッケージ専用プラン (※) : 月額12,000円

※本契約とは別の契約にて年額料金での支払いを定めている場合は、年額144,000円となります。

2. オプションサービスの料金は以下の通りです。

(1)問い合わせ回数20回追加(20回までプラン専用) : 3,740円

①本オプションは、まるごとビジネスサポート 20回までプランをご契約した場合のみ、ご利用できます。

②利用契約の成立日の属する月末締めで翌月請求とします。

(2)IT資産管理 by ジョーシス : 月額660円

①本オプションは、まるごとビジネスサポート 回数無制限プランをご契約した場合のみ、ご利用できます。

②月額利用料は月次での請求となります。

③契約期間内の途中解約は、残月数分に応じた違約金を別途ご請求いたします。(「まるごとビジネスサポート」を解約した時期が『IT資産管理 by ジョーシス』の契約期間中である場

第1 7条 (利用料金)

1. 本サービスの各プランの料金 (税込み) は以下の各号に定めるとおりです。

(1)基本プラン

- ①まるごとビジネスサポート 5回までプラン : 月額2,200円
- ②まるごとビジネスサポート 20回までプラン : 月額3,740円
- ③まるごとビジネスサポート 回数無制限プラン : 月額10,000円

①～③いずれも月末締め翌月請求とします。

(2)ドコモビジネスパッケージ専用プラン

ドコモビジネスパッケージ専用プラン (※) : 月額12,000円

※本契約とは別の契約にて年額料金での支払いを定めている場合は年額144,000円となります。

(3)ビジネスマホパックONE専用プラン

特約書に別途定めるものとします。

オプションサービスの料金は以下の通りです。

(4)問い合わせ回数20回追加(20回までプラン専用) : 3,740円

①本オプションは、まるごとビジネスサポート 20回までプランをご契約した場合のみ、ご利用できます。

②利用契約の成立日の属する月末締めで翌月請求とします。

(5)IT資産管理 by ジョーシス : 月額660円

①本オプションは、まるごとビジネスサポート 回数無制限プランをご契約した場合のみ、ご利用できます。

②月額利用料は月次での請求となります。

<p>合、『IT資産管理 by ジョーシス』の途中解約金が発生するものとします。)</p> <p>④違約金のお支払方法は通常と異なります。個別に発行された請求書にてお支払いをお願いいたします。</p>	<p>③契約期間内の途中解約は、残月数分に応じた違約金を別途ご請求いたします。（「まるごとビジネスサポート」を解約した時期が『IT資産管理 by ジョーシス』の契約期間中である場合、『IT資産管理 by ジョーシス』の途中解約金が発生するものとします。)</p> <p>④違約金のお支払方法は通常と異なります。個別に発行された請求書にてお支払いをお願いいたします。</p>
<p>第16条（支払方法）</p> <p>1~5(略)</p>	<p>第18条（支払方法）</p> <p>1~5(略)</p> <p>6. ビジネスマホパックONE専用プランの利用料金は、特約書の条件に従い、ビジネスマホパックONEの料金と併せて請求するものとします。</p>
<p>第17条（通話・通信料）</p>	<p>第19条（通話・通信料）</p>
<p>第18条（権利譲渡）</p>	<p>第20条（権利譲渡）</p>
<p>第19条（禁止事項）</p> <p>(1)~(8)(略)</p> <p>(9)本サービスについて、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスを第35条（知的財産権等）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為</p> <p>(10)~(20)(略)</p> <p>2~3(略)</p>	<p>第21条（禁止事項）</p> <p>(1)~(8)(略)</p> <p>(9)本サービスについて、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスを第37条（知的財産権等）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為</p> <p>(10)~(20)(略)</p> <p>2~3(略)</p>
<p>第20条（届出義務）</p>	<p>第22条（届出義務）</p>

<p>第2 1条（本サービスの提供中断等）</p> <p>1～2(略)</p> <p>3. 当社は、第1項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を第28条に定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該通知を行わないことがあります。</p> <p>4(略)</p>	<p>第2 3条（本サービスの提供中断等）</p> <p>1～2(略)</p> <p>3. 当社は、第1項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を第30条に定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該通知を行わないことがあります。</p> <p>4(略)</p>
<p>第2 2条（本サービスの提供停止等）</p> <p>1.(1)(略)</p> <p>(2)第19条（禁止事項）又は第20条（届出義務）に違反したとき。</p> <p>(3)第16条（支払方法）に定める支払期日を経過してもなおご利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。</p> <p>(4)～(8)(略)</p> <p>2. 当社は、契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができます。ただし、本項の定めは、当社が第24条（当社が行う本契約等の解除）に基づき本契約を解除することを妨げるものではありません。</p> <p>3(略)</p>	<p>第2 4条（本サービスの提供停止等）</p> <p>1.(1)(略)</p> <p>(2)第21条（禁止事項）又は第22条（届出義務）に違反したとき。</p> <p>(3)第18条（支払方法）に定める支払期日を経過してもなおご利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。</p> <p>(4)～(8)(略)</p> <p>2. 当社は、契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができます。ただし、本項の定めは、当社が第26条（当社が行う本契約等の解除）に基づき本契約を解除することを妨げるものではありません。</p> <p>3(略)</p>

<p>第2 <u>3</u>条 (契約者による本契約の解除)</p> <p>1.契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。但し、本契約を終了した時期がIT資産管理 by ジョーシスの契約期間中である場合、本規約第<u>15</u>条 (利用料金) の定めに従い途中解約金が発生するものとします。</p> <p>2.IT資産管理 by ジョーシスの契約の契約を解約する場合、契約期間の最終月中に当社の定める方法により解約手続きが必要です。この場合、途中解約金は発生しません。但し、それ以外の期間に解約する場合、本規約第<u>15</u>条 (利用料金) の定めに従い途中解約金が発生するものとします。</p> <p>3(略)</p>	<p>第2 <u>5</u>条 (契約者による本契約の解除)</p> <p>1.契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。但し、本契約を終了した時期がIT資産管理 by ジョーシスの契約期間中である場合、本規約第<u>17</u>条 (利用料金) の定めに従い途中解約金が発生するものとします。</p> <p>2.IT資産管理 by ジョーシスの契約の契約を解約する場合、契約期間の最終月中に当社の定める方法により解約手続きが必要です。この場合、途中解約金は発生しません。但し、それ以外の期間に解約する場合、本規約第<u>17</u>条 (利用料金) の定めに従い途中解約金が発生するものとします。</p> <p>3(略)</p> <p>4.ビジネスマホパックONE専用プランの締結にあたり、本規約の定めによらず、特約書の条件に基づき途中解約金が発生する可能性があります。</p>
<p>第2 <u>4</u>条 (当社が行う本契約等の解除)</p> <p>1(略)</p> <p>2.(1)(略)</p> <p>(2)第<u>22</u>条 (本サービスの提供停止等) 第(1)項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。</p> <p>(3)第<u>19</u> (禁止事項) に違反したとき。</p> <p>(4)～(11)(略)</p> <p>3～4(略)</p>	<p>第2 <u>6</u>条 (当社が行う本契約等の解除)</p> <p>1(略)</p> <p>2.(1)(略)</p> <p>(2)第<u>24</u>条 (本サービスの提供停止等) 第(1)項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。</p> <p>(3)第<u>21</u> (禁止事項) に違反したとき。</p> <p>(4)～(11)(略)</p> <p>3～4(略)</p>

<p>第2 <u>5</u>条 (本サービスの廃止等)</p> <p>1(略)</p> <p>2. 前項の規定に拘わらず、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止が契約者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合は、当社は予めその変更、追加又は廃止の内容について第<u>28</u>条に定める方法により通知するものとします。</p> <p>3(略)</p>	<p>第2 <u>7</u>条 (本サービスの廃止等)</p> <p>1(略)</p> <p>2. 前項の規定に拘わらず、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止が契約者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合は、当社は予めその変更、追加又は廃止の内容について第<u>30</u>条に定める方法により通知するものとします。</p> <p>3(略)</p>
<p>第2 <u>6</u>条 (残存条項)</p> <p>本契約が終了した後も、第7条、第9条、第11条、第<u>16</u>条、第<u>18</u>条、第<u>33</u>条、第<u>35</u>条の定めは、なお効力を有するものとします。</p>	<p>第2 <u>8</u>条 (残存条項)</p> <p>本契約が終了した後も、第7条、第9条、第11条、第<u>18</u>条、第<u>20</u>条、第<u>35</u>条、第<u>37</u>条の定めは、なお効力を有するものとします。</p>
<p>第2 <u>7</u>条 (業務委託及び業務提携)</p> <p>1(略)</p> <p>2.当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第<u>33</u>条 (責任の制限) に定める範囲で責任を負うものとします。</p> <p>3(略)</p>	<p>第2 <u>9</u>条 (業務委託及び業務提携)</p> <p>1(略)</p> <p>2.当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第<u>35</u>条 (責任の制限) に定める範囲で責任を負うものとします。</p> <p>3(略)</p>
<p>第<u>28</u>条 (通知)</p>	<p>第<u>30</u>条 (通知)</p>
<p>第<u>29</u>条 (自己責任)</p>	<p>第<u>31</u>条 (自己責任)</p>
<p>第<u>30</u>条 (データの取り扱い)</p> <p>1～9(略)</p>	<p>第<u>32</u>条 (データの取り扱い)</p> <p>1.(1)～(4)(略)</p> <p><u>(5)当社が、ビジネススマホパックONE専用プラン (仮) の提供の過程において、当社が別途定める対象スマートフォンへのキッティングに必要な以下に定める情報を取得すること。</u></p> <p>2～9(略)</p>
<p>第<u>31</u>条 (通信ログの取扱い)</p>	<p>第<u>33</u>条 (通信ログの取扱い)</p>

第3 2 条 (個人情報の取り扱い)	第3 4 条 (個人情報の取り扱い)
第3 3 条 (責任の制限)	第3 5 条 (責任の制限)
第3 4 条 (損害賠償)	第3 6 条 (損害賠償)
第3 5 条 (知的財産権)	第3 7 条 (知的財産権)
第3 6 条 (協議義務)	第3 8 条 (協議義務)
第3 7 条 (反社会的勢力の排除)	第3 9 条 (反社会的勢力の排除)
第3 8 条 (契約者の地位の承継)	第4 0 条 (契約者の地位の承継)
第3 9 条 (合意管轄)	第4 1 条 (合意管轄)
第4 0 条 (準拠法)	第4 2 条 (準拠法)
第4 1 条 (分離可能性)	第4 3 条 (分離可能性)
	附則 (令和6年12月13日 C A S 3サ 000400001866-01号) (実施期日) この改正規定は、令和6年12月16日から実施します。